

## 浦安市宅地開発事業等に関する条例の改正理由等について

標記の条例は、平成18年3月に制定され（平成18年条例第12号）同年10月1日に施行し、昨年12月末までの約2年間で265物件について条例を適用し、事前協議や近隣の住民等へ事前説明などの指導を行なってまいりました。

条例制定時においては、違反等に対する処置として勧告、命令及び違反の事実の公表を規定し、万が一違反があった場合においても、それにより十分指導できるものと罰則を定めることは致しませんでした。

しかしながら、昨年度より本条例を遵守せず勧告に従わない事業者、また名前や違反の事実を公表されても構わないが命令には従えないという事業者が出てまいりました。

このことを踏まえ、違反者に対する措置として本条例に罰則を加え改正することとなりました。

### 改正の概要

今回の改正は次のとおりです。

- 1 第40条第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
  - (8) 第15条第2項本文の規定による検査済証の交付を偽りその他不正な手段により受けた場合
- 2 第45条見出し「建築協定」を「建築協定等」改め、同本文中「建築協定」を「建築協定及び景観法（平成16年法律第110号）第81条第1項に規定する景観協定」に改める。
- 4 第46条の次に「第5章 罰則」として次の2条を加える。

（罰則）

第47条 第41条の規定による命令（第40条第1項第3号に係る勧告に係る命令を除く。）に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

5 施行期日を平成21年10月1日からとする。